

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部改正(案)について

本県では、平成25年4月に滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（以下、「条例」という。）を施行し、「厳しい経済や社会の状況の中にあっても、未来に向け果敢に事業活動を展開し、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍する中小企業」を目指し、各種施策に取り組んできました。

条例施行後10年間における社会情勢や中小企業の課題の変化に対応するため、中小企業活性化施策の総括・検証および今後の取組の展開について滋賀県中小企業活性化審議会に諮問し、令和5年3月に答申をいただきました。この答申を踏まえ、条例の一部を改正する条例案要綱を作成しました。

【関係資料】

- 条例案要綱
- 新旧対照表
- 第8条改正案概要
- 答申概要
- 答申文

【今後のスケジュール】（予定）

令和5年9月	厚生・産業常任委員会報告
令和5年9月～10月	県民政策コメント実施
令和5年12月	厚生・産業常任委員会報告
令和6年2月	議案上程
令和6年4月	新条例施行